

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート!～

3月号 Vol.51

今月の SMILE

春節を終えて

まいどおおきに!

皆様、春節のお休みは如何でしたか? 今年の上海の春節は、雨が多くて寒かったように思えます。すでに春節気分も抜け、通常業務に戻ったので、頑張っていきましょう!

中国人が日本へ行ってスキーをするのが流行っているようです。理由としては、2022年に北京冬季オリンピックが開催されることもあって、スキー人口をオリンピックまでに4,500万人増やしたいという思惑があります。ちなみに、2016年度の統計では、中国のスキー人口は1,500万人、ただし前年比で20%の増、とのこと。中国人がなぜ日本のスキー場に行くのかの理由は、日本の雪質がふかふかのパウダースノー、そして温泉や日本料理の美味しさだそうです。納得ですね! 逆に日本のスキー人口は、1992年の1,860万人をピークに減少しているので、中国からのスキー客は、日本のスキー場にとっても新規の顧客になりますね! ただし、文化習慣の違いから、サービスの仕方には苦勞するとは思いますが・・・

最近のニュースで嬉しかったことは、日本の無人探査機「はやぶさ2」が、2月22日に小惑星「りゅうぐう」への着陸に成功したことです。その旅路には想定外のことが連続し、極めて困難なものだったようです。それもそのはず、はやぶさ2をりゅうぐうに送り込むのは「日本からブラジルにある6センチメートルの的を狙うくらいの精度が必要」というわけですから驚きとともに、極めて高い精度の着陸をなし遂げた技術に敬意を表さざるを得ないですね。

そして3月に入って注目点は、何といても米中の貿易戦争の展開です。トランプ米大統領が2月24日に、中国との貿易交渉で「構造問題などで十分な進展があった」として、3月2日を予定していた中国製品の関税引き上げを延期すると表明しました。そしてトランプ氏と習氏による首脳会談を3月下旬に開く方向で調整に入ったとのこと。

両首脳にとって、自国だけでなく、世界にとって幸せとなるような解決策は、それこそ、はやぶさ2のように「日本からブラジルにある6センチメートルの的を狙うくらいの難易度」かもしれませんが、注目して見ていきましょう!

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!





1月の中国の対米黒字、25%増＝米製品購入で一段の要求も

税関総署が2月14日に発表した今年1月の貿易統計によると、米国向けの輸出から輸入を差し引いた対米貿易黒字は273億ドル(約3兆円)と、前年同月比24.7%増加した。

前月比では8.6%減で、過去最高を記録した昨年11月(356億ドル)から2カ月連続で減少した。

米中両国は14日から北京で閣僚級貿易協議を再開。中国はこれまでの交渉で、米国の農産物やエネルギー資源の購入を増やす意向を表明しているが、対米黒字の高止まりを受け、一段の購入拡大を迫られる可能性もある。

2019年1月のCPI、PPIは前年比上昇、先月比一上昇一低下

1、CPIは先月比上昇し、前年比上昇幅はやや下落

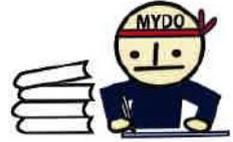
先月との比較から、CPIは0.5%上昇し、主に春節の影響を受けている。その中で、食品の価格は1.6%上昇し、上昇幅は先月より0.5ポイント拡大し、CPIの上昇には約0.31ポイントに影響した。非食品価格は先月0.2%の下落から0.2%の上昇に転じ、CPI上昇には約0.19ポイントに影響した。食品の中では、気候の寒さや旧正月などの影響を受けて、新鮮な野菜、果物、水産物の価格はそれぞれ9.1%、2.3%と2.0%上昇した。羊肉、牛肉、卵の価格はそれぞれ1.8%、1.7%と0.5%上昇し、上記6項目の合計はCPI上昇には約0.32ポイントの影響を与え、一部の地域では豚の禁輸措置が解除され、供給が増加し、豚肉の価格が1.0%下落し、CPIの低下に約0.03ポイントの影響を及ぼした。非食品の中で、冬休みと春節の間に旅行する需要が増えて、飛行機の切符、旅行会社の料金と長距離バスの切符の価格はそれぞれ15.9%、6.4%、2.8%上昇して、合わせてCPI上昇には約0.15ポイントの影響を及ぼした。春節前に都市労働者の集中帰省、一部のサービス価格の値上がりは明らかで、家政サービス、理髪、車の修理とメンテナンス価格はそれぞれ5.8%、5.4%と2.5%上昇した。製品油の価格の影響を受けて、ガソリンとディーゼルオイルの価格はそれぞれ3.7%と4.0%下がっている。

前年比では、CPIは1.7%上昇し、上昇幅は先月より0.2ポイント下落した。その中で、食品の価格は1.9%上昇し、上昇幅は先月に比べて0.6ポイント下落し、CPI上昇には約0.38ポイントを及ぼした。非食品価格は1.7%上昇し、上昇幅は先月と同じで、CPI上昇には約1.36ポイントをおよぼした。食品では、新鮮な果物、新鮮な野菜と水産物の価格はそれぞれ5.9%、3.8%と1.2%上昇して、羊肉、牛肉、鶏肉の価格はそれぞれ12.7%、7.9%と5.8%上昇して、上述の6項の合計はCPIの上昇には約0.34ポイントを及ぼした。豚肉の価格は3.2%下がって、下げ幅は先月に比べて1.7%を拡大した。非食品では、教育文化や娯楽、医療保健、居住価格はそれぞれ2.9%、2.7%と2.1%上昇し、合わせてCPI上昇には約1.0ポイントを及ぼした。ガソリンとディーゼルの価格はそれぞれ6.2%と6.5%低下し、2カ月連続で前年比低下した。推計によると、1月の1.7%の前年比の上昇幅では、昨年の価格変動の上昇の影響は約1.2ポイントで、新たな値上げの影響は約0.5ポイントだった。

2、PPIは先月比低下、前年比上昇幅は下落

先月との比較から、PPIは0.6%ダウンして、下げ幅は先月より0.4ポイント低い。その中で、生産資料の価格は0.8%下がって、下げ幅は先月より0.5%狭い。調査した40個工業業界から見ると、価格の上昇は11個、横ばいは8個、低下したのは21個。主要な業界では、価格の下落幅が狭くなった石油と天然ガスの採掘業は、6.1%低下し、先月より6.8ポイント低下した。石油、石炭、その他の燃料加工業は、4.5%低下し、3.1ポイントも狭く、黒金属製の製錬と圧延加工業、2.0%低下し、2.3%狭く、化学原料と化学製品製造業は1.5%低下、0.4%狭くなった。ガス生産と供給業の出荷価格は1.3%上昇し、上昇幅は1.6ポイント低下した。非金属鉱物製品業の出荷価格は上昇から低下に転じ、0.2%下がった。

前年同期と比較から、PPIは0.1%上昇し、上昇幅は先月より0.8ポイント下落した。その中で、生産資料の価格は上昇から低下に転じ、0.1%低下し、生活資料の価格は0.6%上昇し、上昇幅は先月に比べて0.1ポイント下落した。主要な業界では、価格の上昇幅が下落したのは非金属の鉱物製品業で、3.7%上昇し、先月より1.6ポイント下落し、石炭の採掘、選別業は3.2%上昇し、0.8ポイント下落した。価格の上昇から低下に転じたのは石油と天然ガスの採掘業で5.0%低下し、石油、石炭、その他の燃料加工業、1.6%低下、化学原料と化学製品の製造業は2.0%下がった。価格の下落幅が拡大したのは有色金属製の製錬と圧延加工業で、3.5%低下し、先月より1.2ポイント拡大、黒金属製の製錬と圧延加工業は2.9%低下し、0.2ポイント拡大した。推計によると、1月の0.1%の前年比の上昇幅では、昨年の価格変動の上昇の影響は約0.7ポイントで、新たな値上げの影響は-0.6%だった。



個人所得税改正後における非居住者に関する最新政策

上海市長寧区税務局の WeChat 公式アカウントに「非居住者に関する新個人所得税政策」の解説がありましたので、その概要を下記にご紹介します。

1、非居住者の判定基準

- ① 中国国内に住所を有さず居住もしない、又は住所を有さず一納税年度内において中国の滞在日数が累計 183 日未満の個人は非居住者とする。
- ② 納税年度は暦年 1 月 1 日から 12 月 31 日までである。

2、外国籍個人における免税手当優遇政策の適用

- ① 2019 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの期間は、外国籍個人が居住者個人の条件を満たした場合、個人所得税特定付加控除の享受、或いは住宅手当、言語訓練費、子女教育費等の手当に対する免税優遇政策の享受を選択することが可能である。但し、両者を同時に享受することはできず、一旦選択した後では、一納税年度内に変更してはならない。
- ② 2022 年 1 月 1 日より、外国籍個人は住宅手当、言語訓練費、子女教育費等の手当に対する免税優遇政策を享受できないが、規定に従い、特定付加控除の享受は可能である。

3、非居住者個人が所得した総合所得の税額計算

- ① 非居住者個人の給与賃金所得については、毎月の収入額から基礎控除 5,000 元を減額した後の残額を課税所得額とする。
- ② 労務報酬・原稿料・特許権使用料所得については、毎月の収入額を課税所得額とする。労務報酬・原稿料・特許権使用料所得は収入から費用 20% を減額した後の残額を収入額とする。その内、原稿料所得の収入額は 70% で計算する。
- ③ 非居住者個人が取得した総合所得について、源泉徴収義務者がいる場合、源泉徴収義務者が毎月又はその都度税金を源泉徴収し、確定申告は行わない。

4、非居住者個人が中国国内において 2 箇所以上から給与賃金所得を取得した場合、所得を得た翌月 15 日以内に、その内の 1 箇所の勤務先所在地の主管税務機関にて「個人所得税自行納税申告表(A表)」を提出し、申告納税を行わなければならない。

5、非居住者個人が取得した利息、配当金・特別配当金所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得及びその他の所得は、毎月の収入額を課税所得額とする。源泉徴収義務者がいる場合、源泉徴収義務者が毎月又はその都度税金を源泉徴収する。

今年に入って、個人所得税額が減ったのはなぜ？

2019 年に入って最初の個人所得税の申告を終え、納税額をみたら、昨年末から少なくなったという方が多いと思います。その理由について、説明します。

昨年、中国の個人所得税法が改正され、2019 年 1 月 1 日から全面スタートになりました。これに併せて、企業の源泉徴収方法などの事務処理が変わります。

月次給与所得の源泉徴収額の計算においては、年初から当月までの累計給与所得から累計免税額、累計控除額を差し引いた金額を累計課税所得とし、これに年間所得税率を適用して累計源泉徴収額を算出した上で、前月までの源泉徴収額を差し引いて当月の源泉徴収額を計算するという方法となります。

この計算方法によると、年初から毎月累計課税所得額が増加するのに伴い、年度を通して徐々に適用税率が切り上がっていくことになるため、毎月の納税額が徐々に増加していくことになります。これにより、今月の納税額が昨年度の月次納税額より少なくなる場合があります。

また、年間源泉徴収税額と年間税額が異なる場合は、所得を得た翌年の 3 月 1 日から 6 月 30 日までに主管税務局に確定申告を行い、税額を精算する必要があります。



ナニワのおっちゃん経営道！

《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第46回:『性格』って、変えられる？変えたいと思うなら、まず、“見せかけ”だけでも変えてみよう！
“見せかけ”を、続けているうちに、本当に変わってしまっているかもよ・・・。

「自分の性格が嫌だ！」・・・なんて思っている方も、少なからずおられことでしょう。「自分の性格」なんて、なかなか変えられるもんじゃない・・・といえますよね。

でも、もし“変えてみたい！”と思われるなら、まず、“変えられるかもしれない”と信じることから始めてください。そこで、私がやってきた“変える方法”を紹介しますので、だまされたと思って、一度トライしてみませんか？！

そもそも、「性格」というものは、人間の“内面的”なものです。自分の内面にあるもの、本質的なものを、根本から変えることはなかなか難しいことだと、私も思っています。なので、私はまず、“外面”つまり「恰好」・「形」・「行動」を、意識的に変えること、つまり「自分の行動」の変化の実践を心がけました。「行動」ですから、「性格」と違って、きっと“訓練”をつめば、カバーできる範囲のことと捉えたのです。

実は、私は、大いなる“恥ずかしがり屋”サンだったのです。このトライの実践の時も、最初は“恥ずかしい・・・”という気持ち支配し、抵抗感はありましたが、ここで、ちょっと“勇気”を奮って挑戦したのです。

その実践例とは・・・

- ・昨日まで、下を向いて、小さな声で、ぼそぼそと、“おはよう”。
- ・今日からは、上を向いて、大きな声で、“おはようございま～す！”

初日は、ドキドキ、バクバク・・・。しかし、2～3日経つと、自分も、周囲も、気にしていない！。そのうちに、私は、当たり前のように「大きな声で、堂々とあいつする人！」になって、周囲の評価も変わってきたのです。

今朝のあなたの“おはよう！”の大きな声が、あなたの人生を、あっと驚くほど“大きく変えてくれる！”かもしれませんよ！！ぜひぜひ、いろんな形でトライしてみてください。途中でくじけるなよ！！

.....

ここ数日、日差しが温かく感じられるようになったと思ったら、梅の開花のニュースが届いてきました。皆さんの駐在の地域では、“春の兆し”がみられるでしょうか？どうぞ、お元気で・・・。



お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

T E L : +86-21-6407-0228 F A X : +86-21-6407-0185